

荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会（第2回）議事概要

日時：平成30年11月14日（水）16:00～18:00

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

1. 議事

- (1) 事務局からの説明
- (2) 関係団体・企業からのヒアリング
- (3) 関西国際空港周辺海域における再発防止策（案）について

2. 議事概要

- (1) 「事務局からの説明」、「関係団体からのヒアリング」、「関西国際空港周辺海域における再発防止（案）について」を議題とし、議論が行われた。
- (2) 事務局から、宝運丸の走錨状況に基づくシミュレーション結果の説明がなされ、関空から3マイル以内に錨泊させないことは、関西国際空港周辺海域において走錨に起因する事故を防ぐためには妥当な距離だろうという委員からの意見があった。
- (3) また、事務局から、過去の走錨を起因とした海難の分析結果から、錨泊中に適切に見張りをしていない場合には低い風速でも海難が起きる傾向があること、海難に至った船舶は水深に見合った錨鎖が使用されておらず長さが足りない傾向にあること、ただし、見張りや錨鎖をきちんとしていても走錨するケースがありうることを説明がなされ、意見交換がなされた。
- (4) 「ヒアリング」では、外航海運における走錨防止対策（一般社団法人 日本船主協会）、内航海運の安全運航対策（株式会社デュカム）、岸壁管理者（JFEスチール株式会社）と港湾管理者（川崎市港湾局）からそれぞれ走錨に起因する海難により施設に被害が及んだ場合の影響について説明があり、質疑応答が行われた。
- (5) 「関西国際空港周辺海域における再発防止（案）について」では、事務局から、法的規制を含めた安全対策を検討することについては、海事関係者からも一定の理解が得られていること、地元自治体からも停泊制限のルール化など早期に実効性のある対策が求められていることが報告され、対応案骨子の説明がなされた。
- (6) 対応案骨子のうち、関西国際空港周辺海域における荒天時の錨泊にかかる法的規制については、事故の影響の大きさを考えれば関西国際空港周辺海域においては法的規制を検討すべき、法的規制を行う場合は必要な範囲にとどめるべき、といった意見が委員よりあった。